

いずれも  
申告が必要です

## 既存住宅の改修に伴う固定資産税の減額の申告

既存住宅を耐震やバリアフリー、省エネのために改修する場合、一定の要件を満たすと、申告により固定資産税が減額されます。減額措置を受けるためには、改修後3カ月以内に申告が必要です。

申告書は市ホームページに掲載しているほか、資産税課でも配布しています。申告書に添付する書類など、詳しくはお問い合わせください。

### 【耐震改修工事をした住宅】

昭和57年1月1日以前に建築された住宅で、令和6年3月31日までに耐震改修工事（工事費50万円超）をした場合、翌年度の固定資産税が住宅部分120㎡分までを限度に2分の1減額されます。さらに、改修する住宅が「通行障害既存耐震不適格建築物（青森県地域防災計画で緊急輸送道路に位置付けられた道路にその敷地が接する建物のうち、地震によって倒壊した場合に道路通行を妨げる建築物）」に該当する場合、2年間減額されます。

### 【バリアフリー改修工事をした住宅】

新築から10年以上経過し、改修後の床面積が50㎡以上280㎡以下の住宅（貸家部分を除く）で、令和6年3月31日までにバリアフリー改修工事（自己負担工事費50万円超）をした場合、当該住宅にかかる翌年度の固定資産税が100㎡分までを限度に3分の1減額されます。

▼要件 次のいずれかの人が居住している住宅

- ① 65歳以上の人
- ② 要介護認定または要支援認定を受けている人
- ③ 身体障害者手帳または療育手帳などの交付を受けている人

▼対象工事 廊下の拡幅／階段のこう配の緩和／浴室の改良／便所の改良／手すりの取り付け／床の段差の解消／引き戸への取り替え／床表面の滑り止め

### 【省エネ改修工事をした住宅】

平成26年4月1日に存在し、改修後の床面積が50㎡以上280㎡以下の住宅（貸家部分を除く）で、令和6年3月31日までに省エネ改修工事（自己負担工事費60万円超〈◆〉）をした場合、当該住宅にかかる翌年度の固定資産税が120㎡分までを限度に3分の1減額されます。

▼対象工事 窓の改修（必須）／床の断熱改修／天井の断熱改修／壁の断熱改修（外気などと接するものの工事に限る）

◆…工事費が50万円超60万円以下であっても、次の①～③の設置工事費を含めて60万円超の場合は該当します。

- ① 太陽光発電装置／② 高効率空調機または高効率給湯器／③ 太陽熱利用システム

■問い合わせ・申告先 資産税課（市役所2階、☎40-7029）



IT化を進める  
経費を補助します

## 令和4年度製造業IT導入事業費補助金

市内製造事業者の生産性の向上および経営の安定化を図るため、対象経費を支援します。

▼対象者 市内に事業所を有する製造事業者（中小企業者）で、令和4年度に本補助金の交付決定を受けていないもの

※市税等を滞納している人を除きます。

### ▼対象事業・経費

(ア) ITツール導入事業（生産性の向上等が見込まれるITツールの導入経費）…①専用ソフトウェアの導入費および購入費、②システム構築費、③委託費、④クラウドサービスの導入費および利用料

※①・④は令和4年度に導入した場合に限る。

(イ) IT人材雇用・育成事業（IT人材を採用す

る経費〈補助事業期間内に雇用した場合に限る〉または従業員のITスキル向上に係る研修等の受講または実施に要する経費）…①広告費、②手数料、③研修費、④講師謝金、⑤旅費、⑥会場費

▼補助金額 補助対象経費（ア）（イ）の合計額の2分の1以内（上限100万円）

▼募集期間 随時（先着順、予算額に達した時点で受付終了）

制度の概要および交付申請書は市ホームページ（QRコード）からダウンロードできます。

■問い合わせ・申請先 産業育成課産業振興係（市役所5階、☎32-8106、Eメール sangyo@city.hirosaki.lg.jp）



市への移住を  
応援します

## 移住支援金を交付します

▼対象 次の①・②に該当し、かつ、①～⑤のいずれかに該当する人

① 移住する直前10年間のうち通算5年以上、かつ、移住する直前に連続して1年以上、東京23区に在住または東京圏に在住し東京23区に通勤していた人

② 令和3年4月18日以降に移住し、申請日から5年以上、市に継続して居住する意思がある人

① 県公式就職情報サイト「あおもりジョブ」に掲載されている移住支援金対象法人に就業する人

② 内閣府のプロフェッショナル人材事業または先導的人材マッチング事業を利用して就業する人

③ 所属先企業等からの命令ではなく、本人の意思で移住し、引き続きテレワークで業務を続ける人

④ 過去に市に在住していたことがある「ひろさき移住サポートセンター」の相談者で、市への移住時の年齢が40歳未満であり、就職、転職、就農、事業承継または起業をする人

⑤ あおもり移住起業支援事業費補助金の交付決定を受けている人

▼交付額 単身で移住＝60万円／2人以上の世帯で移住＝100万円

※ 18歳未満の子どもを帯同して移住する場合、子ども1人につき30万円を上乗せして交付。

申請書類や申請方法など詳しくは、市ホームページ（QRコード）を確認を。

■問い合わせ・申請先 商工労政課（市役所5階、☎35-1135）



## ミニ・キエーロで 生ごみを減らしてみませんか

▶ミニ・キエーロ

家庭から出る燃やせるごみの約4割が生ごみです。この生ごみを減らすことがごみ減量の重要なポイントです。そこで、昨年度に引き続き、削減型生ごみ処理器「ミニ・キエーロ」の効果をも市民の皆さんに体験してもらいながらごみ減量を進めるため、ミニ・キエーロのモニター事業参加者を募集します。

### 【キエーロとは？】

生ごみを電力を使わず土の力でほぼ完全に分解する減量化容器で、堆肥化せずに土の中の微生物が生ごみを分解します。土に生ごみを埋めるため、においや虫が発生しにくく、家庭で比較的簡単に取り組みます。市で作成したキエーロは、作りやすさと設置のしやすさを重視した小型版（ミニ・キエーロ）で、市販のプランターに黒土を入れ、雨水が入らないようにしています。

今回のモニター事業では、ミニ・キエーロを家庭で1カ月間使用し、その実施結果を調査票に記入・提出してもらいます。子どもでも簡単に取り組みますので、ぜひ家族で参加してください。応募をお待ちしています。

※ミニ・キエーロは、モニター実施期間（1カ月間）経過後、そのまま差し上げます。

▼対象 次の①～④を全て満たす人

① 市内在住の人（一般家庭に限る／これまでに参加した人や事業所などは除く）

② ミニ・キエーロ（幅52cm×高さ30cm×奥行き40cm程度）の設置場所を確保できる人

③ ミニ・キエーロを適正に維持管理できる人（2、3日に1回、土を掘り起こし水を加え、生ごみを埋める作業があります）

④ ミニ・キエーロを環境課（市役所2階）か町田事業所（町田字筒井）まで受け取りに来られる人（受取場所は申請時に選択）

▼募集世帯数 200世帯（1世帯に1個）

▼申し込み方法 事前に電話でモニター募集状況を確認の上、申請用紙を持参、ファクス、郵送で環境課へ提出してください。申請用紙は市ホームページに掲載しているほか、必要な人には郵送します。

▼その他 ミニ・キエーロはプランター、黒土、屋根部で構成されています。重量が約25kgあるため、車での引き取りを推奨します。

■問い合わせ・申請先 環境課資源循環係（☎036-8551、上白銀町1の1、☎35-1130、ファクス37-7271）